



令和 8 年 10 月 9 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年台風第25号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（神奈川県）

1. 令和 8 年台風第 25 号による災害について、神奈川県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)
三浦市 (みうらし)	9 月20日	第 1 条第 2 号

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その 1 / 2 については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号（10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

■神奈川県においても同時発表。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
河野、高橋、西嶋

TEL 03-5253-2111（内線51279）
03-3501-6996（直通）